

880 國作委隊取リ扱メシキヤト

1. 工務部ヲ改メシキヤト

2. 諸員常備工賃五割増

3. 解社年暮り支給セシキヤト

三月半満ニシテハニテ九日ヲ、廿一日半満 三十日
ハ、以上十日ノ際ニ至リ 三日分ヲ増ス

4. 近成手帯ノ制定

解社手帯ノ事籍ヲ支給ス

5. 諸君有シテ、付与ノ事協合ノ日給ヲ支給ス

以下ニ付

二、工務部ノ改定

中村ニ付全クシテ改定ニ要スル後拒ニ三月ハニ協可ニ 三十

一、^{一、}多分工務

一、^{一、}多分ニ出カセテ解社改定ニ付スルノ協合ヲ旨シ

日^三日ニ大改し毎日改定ノ字樣解決スルヲ以テ改定ニ付

大改定スルノ旨ヲ廣告セリ

三、改定ノ動靜 二十九日 要部ヲ拒絶セシメヤ直ニ改定ニ付

改定ノ際、^{三十日}三月十日ヨリ 同定員改定ニ付